

国土強靱化対策の推進を求める意見書

平成 7 年に阪神・淡路大震災が発生したのをはじめ、平成 16 年には新潟県中越地震、平成 23 年には東日本大震災、本年には熊本地震が発生するなど、近年、大規模な地震や津波、局地的集中豪雨等といった自然災害による被害が発生しており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

また、将来発生が予想される南海トラフ地震等への懸念も強まっており、様々な災害リスクから住民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持、発展させるには、防災・減災を柱とする強靱な国土づくりを加速させなければならない。

本県においても、甚大な被害が想定される南海トラフ地震等大規模災害の発生に備えた、防災・減災対策等様々な対策の推進をはじめ、国土強靱化地域計画の策定にも取り組んでいるところであるが、これらの災害が発生すれば、その規模が大きく、被害が広域化・長期化する状況にあることから、一地域での対応・対策には限界があると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、これらの状況を踏まえ、積極的かつ迅速に強靱化対策に取り組む必要があるため、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金における国土強靱化及び地方創生に資する本県の社会資本整備に必要な予算を確保すること。
- 2 国と地方が一体となり防災・減災を柱とする国土強靱化を進めなければならないことから、その地方負担に対する財源措置等の拡充を図ること。
また、緊急防災・減災事業債の恒久化、交付金事業等の地方負担分への充当が可能となるよう制度を見直すこと。
- 3 近年の自然災害の動向に対応できるよう、道路・河川・砂防・治山・港湾・海岸・公園・下水道事業等の防災・減災対策を重点的、計画的に講ずること。
- 4 公共交通機関の脆弱な本県にとって、移動手段を自動車に依存する割合は極めて高く、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消を基軸とした道路ネットワークの整備促進は、震災等の災害対策としても喫緊の課題であるため、必要な予算の安定的な確保を図ること。
- 5 大規模災害が発生した場合、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくために、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ等の財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置等、財政負担等に係る特別な立法措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 22 日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 国 内 内 国	議 議 閣 務 土 閣 土	院 院 總 務 交 官 府 強	議 議 理 大 大 通 房 命 担 担	長 長 臣 臣 臣 官 大 大 大 大	(防 災)	大 島 山 崎 安 倍 麻 生 高 市 石 井 菅 河 野 加 藤	理 森 正 昭 晋 三 太 郎 早 苗 一 啓 義 偉 太 郎 勝 信	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---------------------------------	--------------------------------------	--	--	----------	---	--	--------------------------------------